

当初設計書		設 計		精 算	
起工番号：浸農整(委)第901号 工期：100日間 会計年度：令和7年度 単価世代：令和07年03月01日 農林 事業名：流域湛水減災対策事業 諸経費率：農林 令和06年10月 工事名：クリーク浚渫(M-8 清松支線第1号 その1)業務委託 設計部課名：三潕総合支所環境建設課 工事場所：久留米市三潕町福光地内					
設 計 の 概 要	(当初設計)				
	業務延長 L=130.4 m				
	除草工 A=540 m2				
	浚渫土工 V=1043 m3				
	附帯工 N=1 式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
排水路工事						
除草工	1	式				
除草 肩掛式(カッタ径255mm) 飛散防止措置有り	0.54	千m2			P 1 号	
浚渫土工	1	式				
土質改良 バックホウ混合 添加量50kg/m3	1,043	m3			単 1 号	
スケルトンバケット基本料	1	台				
スケルトンバケット賃料 0.45m3級	11	共用日				
バックホウ(超ロングアーム仕様)掘削積込	1,043	m3			施 1 号	
ダンプトラック運搬 10t積級 運搬距離6km	1,043	m3			単 2 号	
建設発生土処分料 第3種発生土(草木混り)	1,043	m3				
土工	1	式				
掘削 小規模 土砂 標準	1	m3			P 2 号	

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
畦畔復旧	25	m			施 2 号	
改良土 地山状態	3	m3				
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 6.0km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	1	m3			P 3 号	
建設発生土処分料 第3種発生土(草木混り)	1	m3				
附帯工	1	式				
レール撤去・再設置 レール流用	130.4	m			単 3 号	
仮設工	1	式				
仮設工	1	式			単 4 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設材運搬	1	式			単 5 号	
バックホウ運搬(超ロングアーム)	1	式			単 6 号	
役務費	1	式				
土地借上料 借上1ヶ月 宅地見込地・農地と同等 借上面積540m2	1	式			施 15 号	
技術管理費	1	式				
六価クロム溶出試験	1	式			単 7 号	
室内配合試験 土の一軸圧縮試験	1	式			単 8 号	
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

[illegible]

クリーク浚渫(M-8 清松支線第 1 号 その 1)

業 務 委 託

特 記 仕 様 書

令和 7 年 3 月

久留米市

三潴総合支所 環境建設課

第1条（適用）

本特記仕様書は、「クリーク浚渫(M-8 清松支線第1号 その1)業務委託」に適用するものとする。

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「農業農村整備事業土木工事施工管理基準（福岡県農林水産部）」その他監督員が指定する各種要綱要領を適用する。なお、発行年度等は最新版とする。履行期間中は安全に注意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。

第2条（業務目的）

県営清松線（M-8）清松支線第1号クリークの適切な維持管理と洪水・内水氾濫被害の軽減が図れるために浚渫業務を実施するものである。

第3条（数量・図面）

1. 本設計書は、概算数量で発注しているため、事前測量時にはそれを踏まえ、現地踏査に入り、工種及び数量等を精査するものとする。
2. 業務着手に際しては、事前測量の結果を報告し、監督員の承認を受けた後に着手するものとする。
3. 前号及び残土受入れ地での搬出土の事後測量結果については、協議のうえ、必要に応じて変更契約を行うこととする。

第4条（浚渫作業）

1. 業務の施行にあたっては、関係設計図書及び本仕様書に準拠し、入念、確実に行なわなければならない。
2. 受注者（以下「乙」という。）は、業務に先立ち発注者（以下「甲」という。）に施行に際しての関係書類（業務着手届、施工計画書等）を提出し承認を得なければならない。業務完了後、社内検査で設計図書と出来形管理図及び写真と現場の出来形を再確認後、業務完了届を提出すること。
3. 業務履行中第三者及びクリークの施設物等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
4. 仕様書に明記されていない事項についても、業務上当然必要と思われる軽微な事柄については、甲の指示に従い、乙の負担により処置しなければならない。
5. 乙は、業務の記録になる業務写真を、着手前・施行中・完了後に区分して撮影し、特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように写すこと。また、履行状況が確認できるように現地マーキング及び業務写真を提出すること。
6. 業務により生じる廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理すること。
7. クリーク内の浚渫作業は、令和7年6月4日までに完了させることを基本とする。

第5条（浚渫土の処理）

1. 処分土の土質区分は、土質改良の設計基準強度を基に、第3種建設発生土（草木混じり）としている。

2. セメント系固化材を使用し、土質改良を行うため、環境庁告示46号溶出試験（六価クロム）を実施すること。試験結果は直ちに監督員へ報告すること。
3. 設計の処分土搬出先は、以下のとおりである。

処分地の名称：(有)環境建設 リサイクル施設

所在地：久留米市荒木町今 226-3

搬出先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。

選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。なお、処分地によっては土質や施設状況により、受け入れていない処分地も含むため、選定にあたっては甲と協議すること。
4. 乙は、処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」を、施工後は「建設発生土処分地確認書」並びに「確認写真」（計画書提出時に処分前の現地確認写真、確認書提出時に搬出後の処分状況確認写真）を提出すること。
5. 乙は、処分地までの運搬経路を甲に報告すること。また、農道等の狭窄な道路は生活道路や通学路として使用されている場合が多いため、運搬経路の選択にあたっては避けること。
6. 積込・運搬作業中第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
7. 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）による工事情報の登録を行い作成するものとする。また、作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出すること。

第6条（交通保安規則）

1. 業務時間は、原則として、交通に与える影響の少ない昼間時間帯（9：00～17：00）とする。
2. 業務の実施に際して行なう交通制限等に関しては、甲及び関係機関と十分協議し業務区間内においては、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めるととともに現場状況に応じて適切な保安設備を設置し、公衆に危害を及ぼさないよう努めること。

なお、保安設備を施しているにも拘らず公衆の事故、危害・既設構造物等に損傷が発生したときは乙の負担によりその損害賠償等の責任を負わなければならない。
3. 受注者は、業務完了次第、業務箇所を速やかに整理し交通等に支障がないようにすること。

第7条（追記事項）

（1）業務カルテの作成登録

受注者は、請負金額 500 万円以上の業務について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は、業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を

省略できるものとする。

(2) 各種保険

受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務の履行に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。

受注者は、業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。

なお、受注者は上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督員に提出すること。

(3) 下請負人等の選定

下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

(4) 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(5) 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該業務の下請に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- 2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

(6) 障害者差別の解消に関する事項

受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

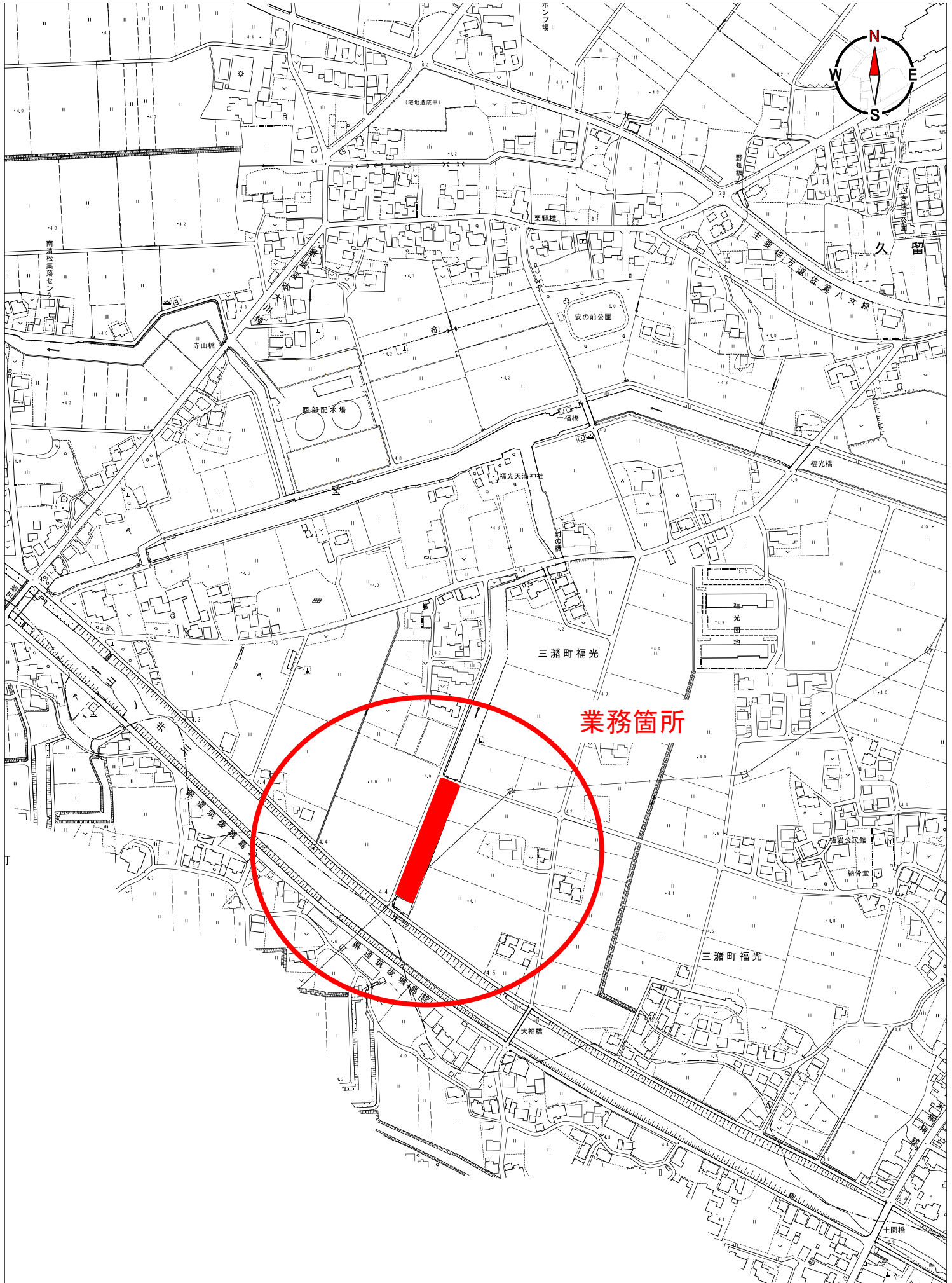
第8条

代価表は原則的に添付しない。

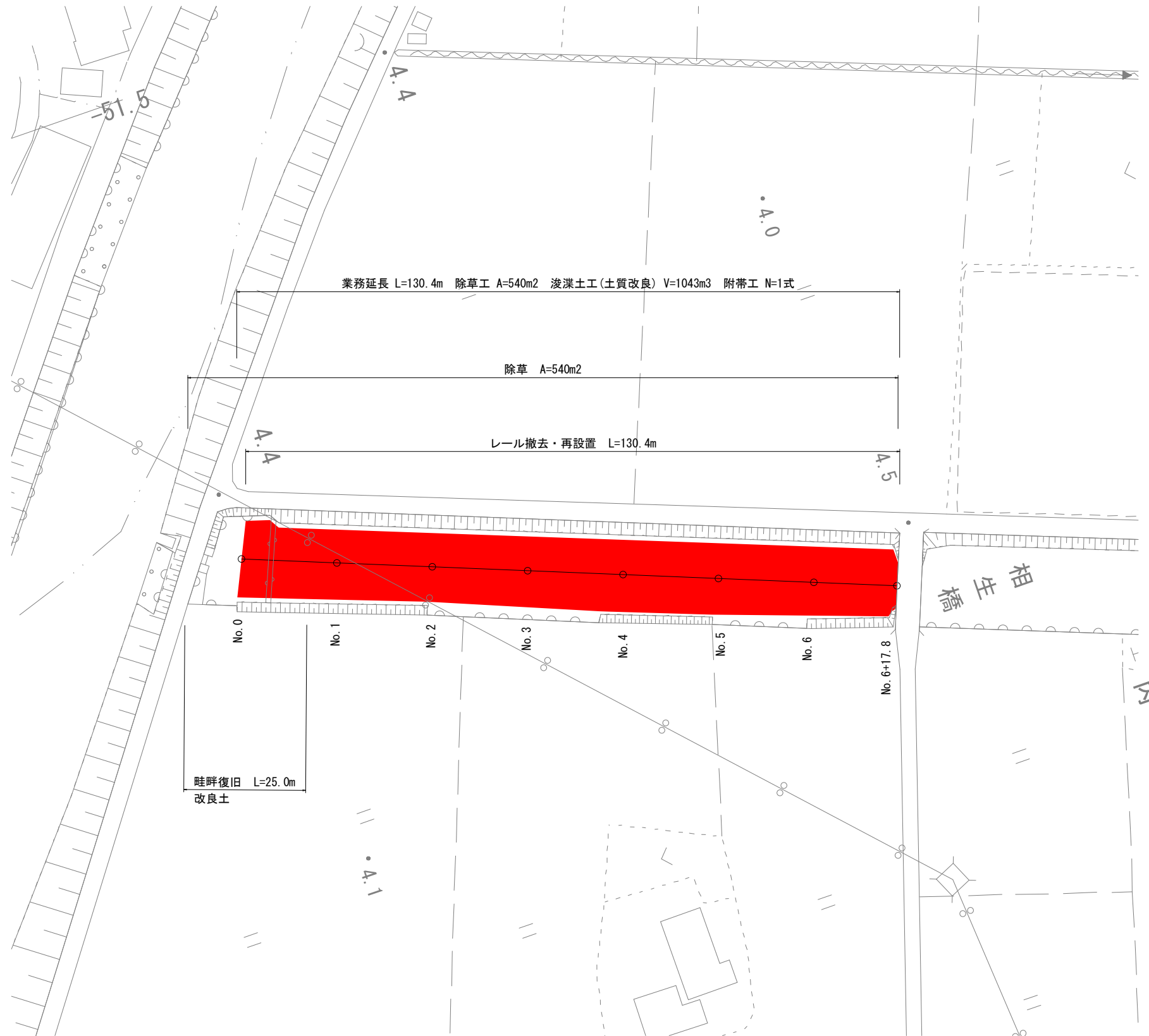
第9条

仕様書に明記されている『工事』は『業務』と読み替えるものとする。

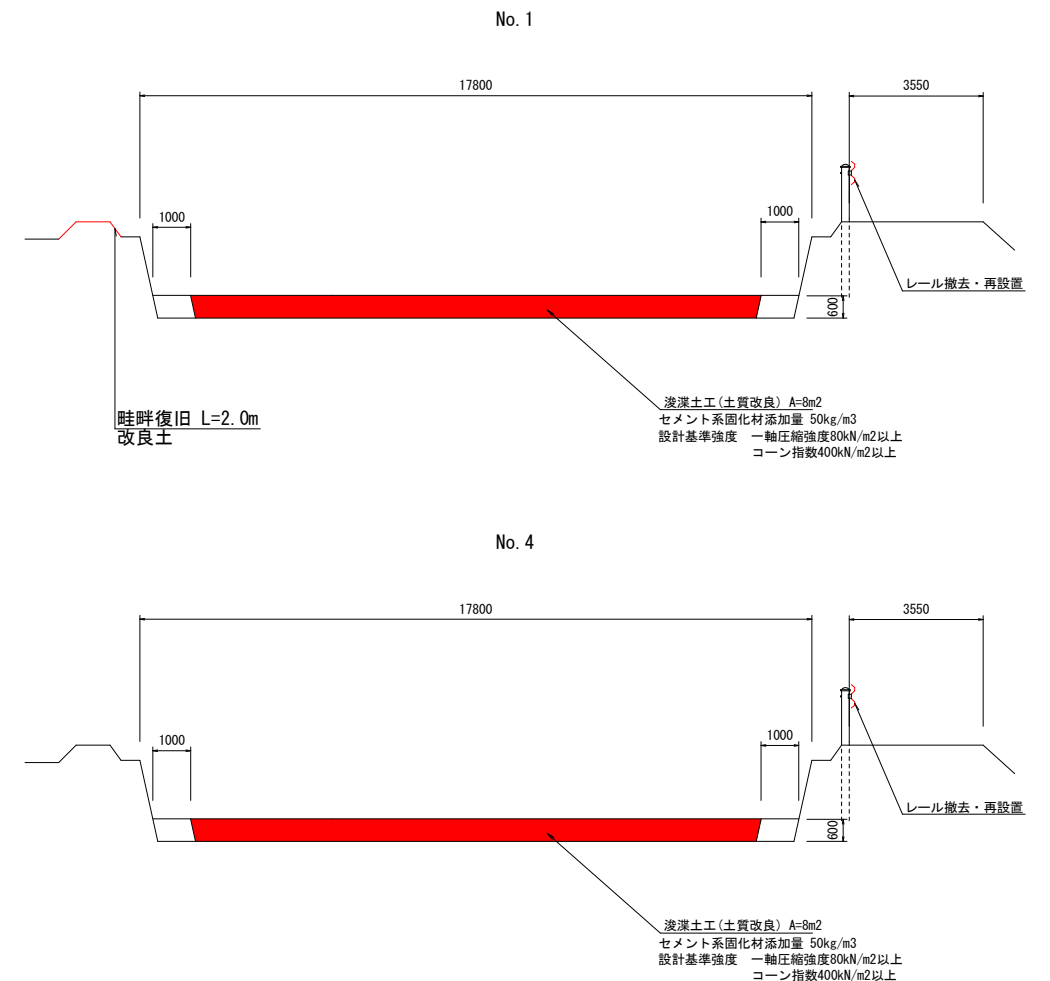
位置図 1 : 5 0 0 0



平面図 S=1:500



標準横断面図 S=1:100



【注意事項】

- ・概算数量で発注しているため、事前に測量を行い、工種及び数量等を精査すること。
- ・セメント系固化材を使用し、土質改良を行うため、環境庁告示46号溶出試験(六価クロム)を実施すること。
- ・事前に現地土壌とセメント系固化材による室内配合試験を行い、必要となるセメント固化材の添加量を決定すること。

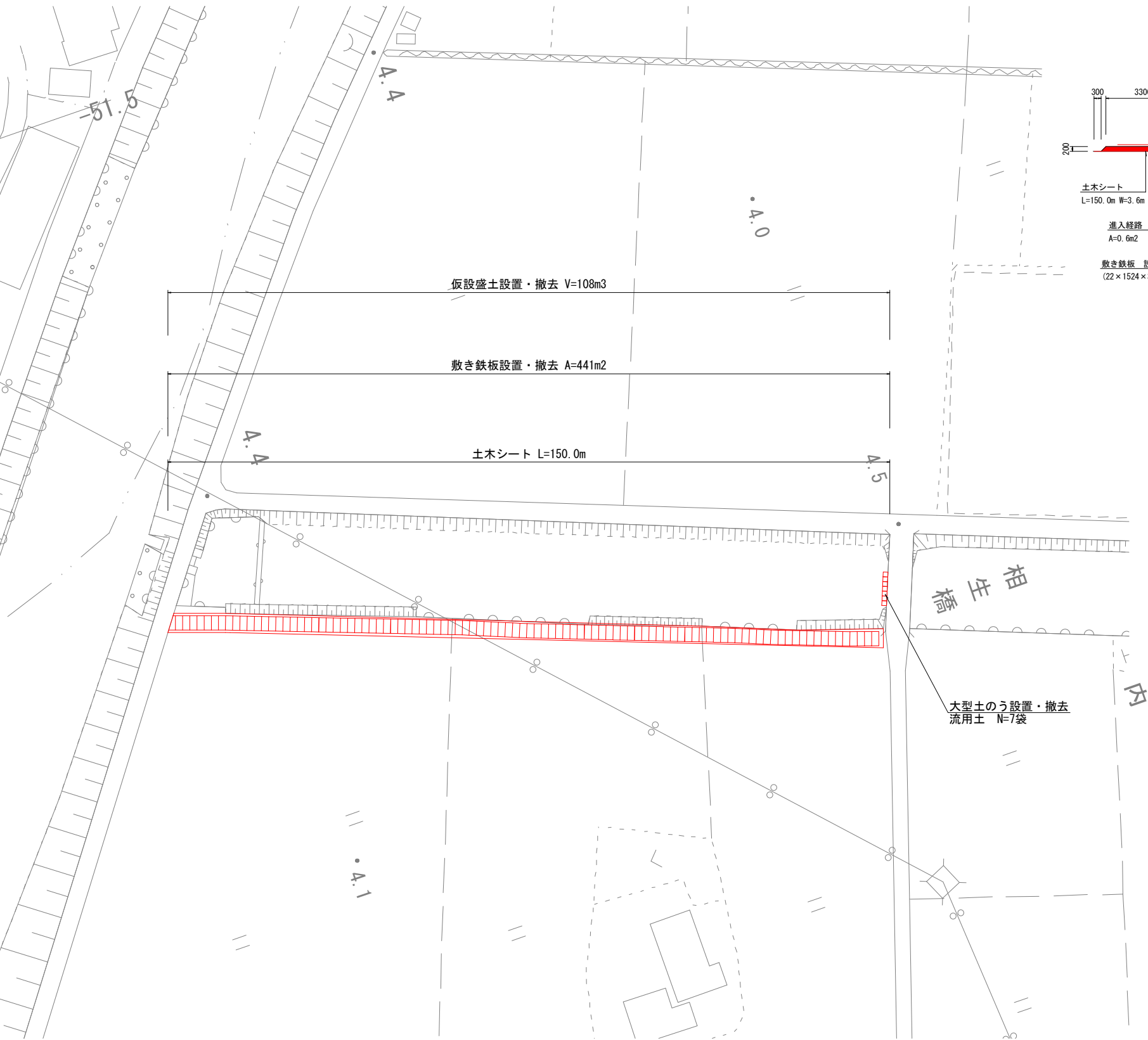
工事年度	令和7年度		
事業名	流域湛水減災対策事業		
工事名	クリーク浚渫(M-8 清松支線第1号 その1)業務委託		
工事場所	久留米市 三潯町福光 地内		
図面名	平面図・標準横断面図		
縮尺	図示	図面番号	1 / 1
久留米市 三潯総合支所 環境建設課			

仮設図（参考図）

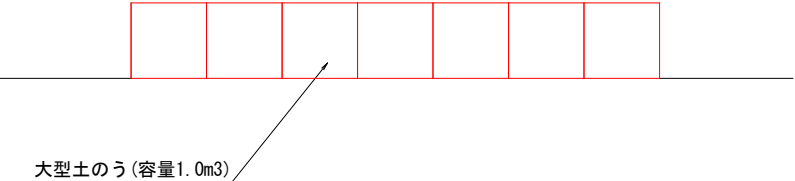
平面図 S=1:500



横断図 S=1:100



大型土のう側面図 S=1:50



【注意事項】
・仮設盛土材は、材料貸与(場所：三瀧町生岩)とする。

工事年度	令和7年度		
事業名	流域湛水減災対策事業		
工事名	クリーク浚渫(M-8 清松支線第1号 その1)業務委託		
工事場所	久留米市 三瀧町福光 地内		
図面名	仮設図(参考図)		
縮尺	図示	図面番号	1 / 1
久留米市 三瀧総合支所 環境建設課			